

不服申し立て処理手順

1. 目的

この手順は、RID に関する申請を行った申請者が、一般財団法人 日本規格協会（以下、当協会という）によって、その申請が拒絶されたことに対する不服申し立てを行う手順を定める。

2. 不服申し立て

2. 1 不服申し立ての対象

- (1) RID 登録申請が、「RID 登録手順 (AID 1001)」の 3. 1 の基準を満たさない者として申請が却下された場合
- (2) RID 登録者が、「RID 更新手順 (AID 1003)」の 3. 2 の基準を満たさない者として RID 登録が廃止となった場合

2. 2 不服申立先

不服申し立ては、当協会の拒絶通知の日から 90 日以内に、国内登録管理グループ (JRMG) に行うことができる。

JRMG に拒否された場合は、ISO/IEC JTC1/SC17 の国内委員会事務局に申し立てることができる。

2. 3 不服申し立てのための資料

不服を申し立てる者は次の様な資料を提出しなければならない。

- (1) 何に対する不服申し立てであるかを明確にし、該当事項に対し、何故基準を満たしていると主張するのかの説明資料